

都市公園の整備促進等に関する提言

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園の整備を着実に推進するため、都市公園事業、緑地環境整備総合支援事業に対し、十分な財政措置を講じること。
2. 都市における緑地保全を図るため、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区の指定について、都市自治体の意向を踏まえ適切な措置を講じること。
また、都市緑地法による緑地の公有化に対し必要な措置を講じるとともに、都市自治体が土地買入れ等を行うに当たっては、土地所有者への税制上の優遇措置を講じること。
3. 地方における歴史まちづくりの推進のため、歴史的建造物等の保全等に対する財政措置の拡充を図ること。